

住宅を解体される 施主（発注者）のみなさまへ



- **80㎡以上の住宅を解体する場合は、工事に着手する7日前までに建設リサイクル法の届出が必要です。**
- 届出先窓口 | 横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、大和市で行われる工事は、各市の窓口
| 上記以外の市町村で行われる工事は、**県土木事務所**
- 届出手続を受注者等業者（解体工業者、建設業者、建築士事務所等）に委任する場合は、届出書の内容をご確認の上、委任状を作成してください。
- なお、届出義務違反には、工事を発注した施主のみなさまに罰則（20万円以下の罰金）が適用されますので、ご注意ください。

解体工事を発注する際の 注意事項



許可等を有する施工業者への発注

解体工事を発注する際は、建設業法に基づく**土木工事業、建築工事業、解体工事業の許可業者**または建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録業者に発注してください。

事前説明

契約を結ぶ前に、受注者（工事請負業者）から届出事項（分別解体等の計画等）について記載された書面を受け取ったうえ、**事前説明**を受けてください。

契約書の確認

契約書に、**分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等施設の名称・所在地、再資源化等に要する費用**が記載されているか確認してください。

再資源化等の確認

工事の終了後、受注者から**再資源化等の完了報告書**を受け取り、きちんとリサイクルされたかチェックしてください（なお、リサイクルが適正に行われなかったと思われるときは、知事（又は法令で定める指定都市等の長）に対しその旨を申告し、適切な措置を求めることができます）。

「まぜればゴミ、わければ資源」建設リサイクルの推進にご協力を！



届出書の提出先(分別解体等に関する窓口)

窓口		担当課	工事の場所	住所・電話番号
県土木事務所	横須賀土木事務所	まちづくり・建築指導課	逗子市、三浦市、葉山町	横須賀市公郷町1-56-5 ☎046-853-8800
	平塚土木事務所	建築指導課	伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	平塚市中里50-1 ☎0463-45-3150
	厚木土木事務所	まちづくり・建築指導課	愛川町、清川村	厚木市田村町2-28 (厚木南合同庁舎内) ☎046-223-1711
		東部センター	まちづくり・建築指導課	海老名市、座間市、綾瀬市
	県西土木事務所	まちづくり・建築指導課	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	足柄上郡開成町吉田島2489-2 ☎0465-83-5111
特定行政庁	横浜市	事業系廃棄物対策課	横浜市	横浜市中区本町6-50-10 市庁舎23階 ☎045-671-3446
	川崎市	建築管理課 (建築物等[解体・新築・リフォーム工事])	川崎市	川崎市川崎区宮本町1 本庁舎18階 窓口③ ☎044-200-3088
		技術監理課 (土木等工事)		川崎市川崎区宮本町1 本庁舎17階 窓口⑤ ☎044-200-2764
	相模原市	建築政策課	相模原市	相模原市中央区中央2-11-15 ☎042-769-8253
	横須賀市	建築指導課	横須賀市	横須賀市小川町11 ☎046-822-9530
	平塚市	建築指導課	平塚市	平塚市浅間町9-1 ☎0463-21-9731
	鎌倉市	建築指導課	鎌倉市	鎌倉市御成町18-10 ☎0467-61-3592
	藤沢市	住まい暮らし政策課	藤沢市	藤沢市朝日町1-1 ☎0466-50-3541
	小田原市	建築指導課	小田原市	小田原市荻窪300 ☎0465-33-1577
	茅ヶ崎市	建築指導課	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 ☎0467-81-7183
	秦野市	建築指導課	秦野市	秦野市桜町1-3-2 ☎0463-83-0883
	厚木市	建築指導課	厚木市	厚木市中町3-17-17 第二庁舎13階 ☎046-225-2430
	大和市	建築指導課	大和市	大和市下鶴間1-1-1 ☎046-260-5426